

静岡県立大学学生の懲戒に関する規程

平成19年4月1日 規程第77号

改正 平成24年4月1日

静岡県立大学学則第57条及び静岡県立大学大学院学則第37条における懲戒は、教育的な配慮の下に、学生の自戒と自粛を促し学生としての本分に反する行為を抑止することを目的とする。よって、この規定及び「静岡県立大学学生の懲戒に関するガイドライン」を定め、懲戒における教育的配慮と公平性を学生に保証し、併せて、本学の教育的意志を学内外に示すこととする。

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則（以下「学則」という。）第57条第3項及び静岡県立大学大学院学則第37条の規定により、学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものである。

(調査委員会)

第2条 各学部、研究科及び学府（以下「部局」という。）には、学生の懲戒対象行為に係る調査委員会をおく。

- 2 調査委員会は、当該部局の学生の懲戒対象行為を確認したとき、懲戒対象行為に係る事実認定を行う。
- 3 調査委員会は、前項の事実認定に基づき、懲戒の内容を審議し学部長、研究科長又は学府長（以下「部局長」という。）に報告する。
- 4 調査委員会の構成は、各部局の責任によるものとする。

(合同調査委員会)

第3条 学生の懲戒対象行為が二つ以上の部局に係るときは、当該部局の調査委員会委員の代表により合同調査委員会を組織する。

- 2 合同調査委員会は、各部局の調査委員会に代わり、前条第2項の事実認定、第3項の懲戒内容の審議及び各部局長への報告を行う。

(懲戒の公平性及び調整)

第4条 各部局長は、第2条第3項及び第3条第2項の懲戒の内容に関して、学生委員会に報告し、その公平性を諮る。

- 2 学生委員会は、前項の報告に対して全学的な公平性の観点で検討し、その結果を当該部局長に報告する。
- 3 学生委員会委員長は、前項の検討に際し、公平性の保持が明白な場合に限り、学生委員会の議を経ずに当該部局長に報告することができる。

(懲戒の上申)

第5条 部局長は、第2条第3項、第3条第2項及び第4条第2項に規定する報告の後、教授会、研究科委員会又は学府委員会の議を経て、当該事案における事実関係及び懲戒の内容を文書により学長に上申する。

2 部局長は、第2条第2項及び第3条第2項に規定する事実認定を行ったとき、当該事案が懲戒処分に当たらないと決定された場合であっても、当該事案における事実関係を文書により学長に報告する。

(懲戒の決定)

第6条 学長は、第5条の報告に基づき教育研究審議会の議を経て、当該事案の懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の告知及び発効日)

第7条 懲戒処分の告知は、文書をもって、学長が本人に対して行う。

2 懲戒処分の発効日は、原則として教育研究審議会が処分を議決した日とする。

(非公開の原則)

第8条 懲戒処分に関する情報は、原則として、本人以外に対して非公開とする。

2 学生に関して作成する文書には、懲戒の有無及びその内容等を記載しないものとする。

(退学)

第9条 学則第57条第2項の退学は、学生としての身分をはく奪するものである。

(停学)

第10条 学則第57条第2項の停学は、無期停学及び有期停学とする。

2 6か月以上の停学を無期停学とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

3 6か月未満の停学を有期停学とし、確定期限を付すものとする。

4 部局長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会、研究科委員会又は学府委員会の議を経て、学長に対し、その処分の解除を上申することができる。

5 学長は、処分解除の上申を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

6 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することができない。

7 無期停学の解除の告知は、文書をもって、学長が本人に対して行う。

(訓告)

第11条 学則第57条第2項の訓告は、懲戒対象行為に対する改善を促すため、大学としての教育的意志を告げるものである。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。